

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月22日
【会社名】	パナホーム株式会社
【英訳名】	PanaHome Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松下 龍二
【本店の所在の場所】	大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号
【電話番号】	(06) 6834 - 5111 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 北野 幸治
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
【電話番号】	(03) 6863 - 6111 (代表)
【事務連絡者氏名】	東部営業経理部長 奥中 貞和
【縦覧に供する場所】	パナホーム株式会社東京支社 (東京都新宿区西新宿二丁目3番1号) パナホーム株式会社神奈川支社 (横浜市都筑区中川中央一丁目28番9号) パナホーム株式会社愛知支社 (名古屋市名東区一社一丁目83番地) パナホーム株式会社神戸支社 (神戸市中央区京町69番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

パナソニック株式会社（以下「パナソニック」といいます。）及び当社は、平成28年12月20日開催のそれぞれの取締役会において、パナソニックを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	パナソニック株式会社
本店の所在地	大阪府門真市大字門真1006番地
代表者の氏名	取締役社長 津賀 一宏
資本金の額 （平成28年9月30日現在）	258,740百万円
純資産の額 （平成28年3月31日現在）	（連結）1,854,314百万円 （単体）879,713百万円
総資産の額 （平成28年3月31日現在）	（連結）5,596,982百万円 （単体）4,935,233百万円
事業の内容	電気・電子機器等の製造・販売

パナソニックの連結純資産の額は、連結ベースでの資本合計の金額を、米国会計基準に基づいて算出されたものを記載しています。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

（単位：百万円）

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	7,736,541	7,715,037	7,553,717
営業利益	305,114	381,913	415,709
経常利益	-	-	-
当社株主に帰属する当期純利益	120,442	179,485	193,256

パナソニックの連結財務諸表は、米国会計基準を採用しており、「経常利益」に該当する項目がないため記載を省略しております。

（単体）

（単位：百万円）

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	4,084,606	3,852,419	3,782,279
営業利益	70,328	83,014	71,894
経常利益	145,158	190,240	213,761
当期純利益又は当期純損失（ ）	25,941	8,282	3,714

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成28年9月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3.47
日本生命保険相互会社	2.81
パナソニック従業員持株会	1.79

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(平成28年9月30日現在)

資本関係	パナソニックは、当社の発行済株式数(168,563,533株)の54.00%に相当する91,036,634株を保有しております。
人的関係	当社においては、パナソニックより87名の出向者を受け入れており、そのうち3名が当社の取締役役に就任しております。 また、パナソニックにおいては、当社より6名の出向者を受け入れております。
取引関係	当社は、パナソニックへ、グループファイナンスによる資金の寄託を行っております。 当社は、パナソニックから、製品及び原材料等の購入を行っております。

(2) 本株式交換の目的

パナソニックは、大正7年の創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々のくらしの向上と、社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、総合エレクトロニクスメーカーとしてグローバルに事業を展開してまいりました。平成23年には、グループの力をより一層高めるため、パナソニック電工株式会社(以下「パナソニック電工」といいます。)及び三洋電機株式会社の完全子会社化を実施しました。近年では顧客・社会へのお役立ち領域をさらに拡大するため、「A Better Life, A Better World」のブランドスローガンを掲げ、家電に加え、車載や住宅、B2B事業に注力しております。

一方、当社は、「住まいは人間が生活していく上で最も大切なもの、それにふさわしい良い家をつくりたい」という松下幸之助創業者の強い使命感から、松下電器産業株式会社(現、パナソニック)と松下電工株式会社(後のパナソニック電工)の共同出資により、ナショナル住宅建材株式会社として昭和38年に設立されました。その後、昭和46年10月に東京・大阪両証券取引所市場第二部に上場、昭和47年8月には東京・大阪両証券取引所市場第一部に銘柄指定を受けました。昭和57年8月にナショナル住宅産業株式会社への商号変更を経て、平成14年10月、販売・物流・建設・サービスを担う主要な連結子会社28社を合併し、あわせて、商号を商品ブランドと同じパナホーム株式会社に変更いたしました。平成16年4月には、パナソニックによるパナソニック電工の子会社化に伴い、パナソニックの連結子会社となり、現在に至っております。

当社は、パナソニックグループの住宅事業を担う中核企業として、長年培ってきた住宅設計・建築技術や部材・施工品質マネジメント力に加え、パナソニックにおける住宅設備事業を中心とした住まいづくりのノウハウや技術力を活用することで、「お客様第一」を基本姿勢として、最適な快適、健康、喜びを提供し続ける「くらし感動創造企業」をめざしてまいりました。近年では、「新築請負事業」、「街づくり事業」、「ストック事業」、「海外事業」の4つの事業分野を経営の軸に据え、パナソニックグループ各社とのパートナーシップ強化により、成長戦略を推進しております。

また、直近では、パナソニックグループの住宅事業戦略における「リフォーム」、「新築・街づくり」、「エイジフリー(高齢者・介護サービス等事業)」、「住宅エネルギーマネジメント」、「海外」を重点領域とした取り組みの1つとして、平成27年12月にパナソニックが当社の子会社であるパナホーム リフォーム株式会社による増資を引き受けるとともに、平成28年4月、同社の社名をパナソニック リフォーム株式会社へ変更しました。これにより、パナソニックと当社は、今後、市場拡大が見込まれるリフォーム事業におけるブランドを「Panasonicリフォーム」に一本化し、パナソニックグループ全体でリフォーム事業における顧客接点を強化、より快適な住空間の提供をめざし、設計提案力や施工サービス体制などのさらなる強化に取り組んでまいりました。このように、パナソニックと当社は、グループ企業として経営戦略を共有し、様々な施策を展開してまいりました。

一方で、取り巻く事業環境は、加速度的に変化しつつあると認識しております。国内住宅市場においては、人口動態から新設住宅着工戸数の逡減が想定されており、市場での競争が激化するなかで、街づくり事業やリフォーム事業、海外事業などへのビジネスモデルの変革、多角化が急務となっております。

かかる状況下、パナソニックから、パナソニックグループとしての住宅事業を、市場を上回って成長させていくためには、パナソニックと当社双方の経営資源を共有・活用しながら、オールパナソニック体制で顧客ニーズに迅速かつ的確に 대응することが効果的であり、これによって住宅市場におけるパナソニックグループの価値が一段と高まるものと判断し、当社に対して、平成28年11月初旬に本株式交換の申し入れが行われました。

当社としても、このような事業環境下において、国内におけるシェア向上、のみならず、海外市場におけるさらなる事業展開、また、そのために必要な人材不足の解消、販売管理費等のさらなる低減、等が経営上の重要な課題となっており、これらを解決し、パナソニックグループとして住宅事業の競争優位性を高め成長させていくためには、両社がこれまで以上に連携を深め、パナソニックグループとしての一体経営を実践することが不可欠であるとの認識に至りました。

パナソニック及び当社は、両社を資本金・事業面で完全に一元化することで、当社においては、これまで以上に機動的かつ迅速な意思決定、短期業績に左右されない長期的視野に立った革新的な経営、そして、両社双方の経営資源を最大限に活用した事業戦略の推進が可能となり、具体的に主に以下のシナジーが双方に現れると考えております。

パナソニックが保有する、ブランド等の経営リソースの有効活用が進むこと。これにより、顧客の認知度向上はもとより、街づくり事業、リフォーム事業、エイジフリー事業、海外事業など重要事業でお客様へのお役立ちを高めることが可能になります。特に、統一的なパナソニックブランド戦略に基づき、家電・設備と住宅建築技術の融合による住空間創出、スマートハウスにおけるIoTの技術開発等の強化が期待できます。また、パナソニックが保有する海外ネットワークやグローバル人材と当社の設計・建築ノウハウを組み合わせることがASEAN地域を中心とした海外事業展開の加速にも繋がるものと考えております。

パナソニックの信用力を有効活用できること。これにより、M&Aの実行、資本・業務提携をはじめ、当社単独では困難であった、大規模な投資の可能性が広がります。

パナソニックグループ間における会社の垣根を越えた経営資源の最適かつ迅速な再配分が容易になること。これにより、パナソニックグループとしての重要事業に対するリソースの重点投入などが期待できます。

また、共通インフラ活用による間接部門のコストダウン・効率化、パナソニックグループ企業としての新卒採用強化および専門分野における人材補強、パナソニックの国内外販売ルートを活かした大型案件紹介の拡大等、現在進めている両社の連携についても、その加速が期待でき、グループシナジー効果を早期に最大化できると考えております。

こうした認識のもと、両社は度重なる協議を行い、業界やその中における両社のポジショニングなどについての認識を共有し、今後の両社のあるべき姿についても議論を積み重ねるとともに、当社においても、独自に上場廃止によるメリットやリスク、ステークホルダーに与える影響等について検討を進めてまいりました。その結果、パナソニックが当社を完全子会社化することにより、以上のとおりパナソニックにおける重点領域である住宅事業が強化でき、当社の企業価値向上に資するものであるのみならず、パナソニックグループ全体の企業価値の向上のためにも非常に有益であるとの考えで両社の見解が一致したことから、本株式交換を行うことを決定いたしました。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

パナソニックを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、パナソニックについては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。当社については、平成29年6月開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	パナソニック (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.80
本株式交換により交付する株式数	パナソニック普通株式：61,505,717株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、パナソニック株式0.80株を割当交付します。ただし、パナソニックが保有する当社株式(平成28年12月20日現在91,036,634株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

パナソニックは、本株式交換に際して、本株式交換によりパナソニックが当社株式(ただし、パナソニックが保有する当社株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の当社の株主(ただし、パナソニックを除きます。)に対し、その保有する当社株式に代わり、その保有する当社株式の数の合計に0.80を乗じた数のパナソニック株式を交付します。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、当社が保有する自己株式及び基準時までに当社が保有することとなる自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時までに消却する予定です。

また、パナソニックの交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際してパナソニックが新たに株式を発行する予定はありません。なお、パナソニックの交付する株式数は、当社の自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、パナソニックの単元未満株式を保有することとなる株主については、パナソニック株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

パナソニックの単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をパナソニックから買い増すことができる制度です。

単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

パナソニックの単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式を買い取ることをパナソニックに対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、パナソニック株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、パナソニックが1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

その他の本株式交換契約の内容

当社が締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書(写)

パナソニック株式会社(以下「甲」という。)とパナホーム株式会社(以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：パナソニック株式会社

住所：大阪府門真市大字門真1006番地

乙（株式交換完全子会社）

商号：パナホーム株式会社

住所：大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の各株主（但し、甲を除く。）が所有する乙の普通株式の合計数に0.80を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の株主（但し、甲を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.80株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従い乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

増加する資本金の額 金0円

増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

増加する利益準備金の額 金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年8月1日とする。但し、両当事者は、必要に応じて、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときには、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が保有する自己株式及び基準時までに乙が保有することとなる自己株式の全部（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りにより効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）を、基準時（但し、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）までに消却するものとする。

第8条（株式交換条件の変更及び株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、（ ）効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限り。）若しくは乙の株主総会における承認が得られなかったとき、（ ）本株式交換に必要となる国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかったとき、又は（ ）前条に従い本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック株式会社
代表取締役社長 津賀 一宏
乙 大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号
パナホーム株式会社
代表取締役社長 松下 龍二

（株式交換契約書は以上）

（4）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

パナソニック及び当社は、本株式交換に用いられる上記(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、パナソニックは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、当社はS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

パナソニックにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から平成28年12月20日付で受領した株式交換比率に関する算定書、長島・大野・常松法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、パナソニックの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

当社においては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるS M B C日興証券から平成28年12月20日付で受領した株式交換比率に関する算定書、森・濱田松本法律事務所からの助言、支配株主であるパナソニックとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（詳細については、下記(4)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示、助言等を踏まえ、慎重に協議・検討を重ねるとともに、特別委員会から答申書を受領しております。当社は、本株式交換比率については、下記(4)「算定の概要」に記載のS M B C日興証券の算定結果に照らしてみても、市場株価法のレンジを超えており、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）のレンジの範囲内であることから、妥当な水準であり、また、特別委員会によるS M B C日興証券を通じた参画を経て、パナソニックとの間で交渉を重ねて合意されたものであり、当社の株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しております。

上記のほか、パナソニック及び当社は、適宜、それぞれのリーガル・アドバイザーから助言を受けるとともに、それぞれ相手方に対してデュー・ディリジェンスを実施し、パナソニック及び当社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、相互に交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、パナソニック及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成28年12月20日に開催されたパナソニック及び当社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

算定に関する事項

イ 算定機関の名称及び上場会社との関係

パナソニックの第三者算定機関である野村證券及び当社の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券はいずれも、パナソニック及び当社からは独立した算定機関であり、パナソニック及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ロ 算定の概要

野村證券は、パナソニックについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成28年12月19日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるパナソニック株式の平成28年6月20日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年9月20日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成28年11月21日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成28年12月13日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成28年12月19日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の平成28年6月20日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年9月20日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成28年11月21日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成28年12月13日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。）を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

パナソニック株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.66～0.77
類似会社比較法	0.45～1.01
DCF法	0.58～1.14

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成28年12月19日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、パナソニックの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

一方、ＳＭＢＣ日興証券は、パナソニックについては、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、平成28年12月19日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における33営業日（パナソニックにより「連結通期業績予想の修正」に関するお知らせ」が公表された平成28年10月31日の翌営業日である平成28年11月1日から算定基準日までの期間）、1ヶ月間及び3ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在していることから、市場株価法を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、平成28年12月19日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における44営業日（当社により「業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成28年10月14日の翌営業日である平成28年10月17日から算定基準日までの期間）、1ヶ月間及び3ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

類似上場会社比較法については、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、住友林業株式会社、三井ホーム株式会社、株式会社オープンハウス及びタマホーム株式会社を選定した上で、企業価値に対するEBITDA及びEBITの倍率、PER、PBRを用いて算定を行いました。

DCF法では、当社が作成した平成29年3月期から平成32年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長率法及びマルチプル（倍率）法より算出しております。具体的には永久成長率法では永久成長率として0.0%を使用し、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして4.4倍～5.4倍を使用しております。また、割引率は6.39%～7.81%を使用しております。

なお、各評価方法による当社の普通株式1株に対するパナソニックの普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.68～0.73
類似上場会社比較法	0.55～1.19
D C F 法	0.66～1.27

S M B C 日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で S M B C 日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した当社の財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としていること、ならびにかかる算定は平成28年12月19日現在までの情報と経済情勢を反映したものであります。また、S M B C 日興証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、S M B C 日興証券が D C F 法の採用に当たり前提とした当社の事業計画において、大幅な増減益は見込んでおりません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成29年8月1日（予定））をもって、当社はパナソニックの完全子会社となり、当社株式は平成29年7月27日付で上場廃止（最終売買日は平成29年7月26日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社株主に割り当てられるパナソニック株式は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、当社株式を125株以上保有し本株式交換によりパナソニック株式の単元株式数である100株以上のパナソニック株式の割当てを受ける当社の株主に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において125株未満の当社株式を保有する当社株主には、パナソニック株式の単元株式数である100株に満たないパナソニック株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主は、パナソニックに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をパナソニックから買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記(3)（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(3)（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照下さい。なお、そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするパナソニックの配当金を受領する権利を有することになります。

当社の普通株主は、最終売買日である平成29年7月26日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する当社の普通株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

公正性を担保するための措置

パナソニック及び当社は、パナソニックが、既に当社の総株主の議決権の54.51%（平成28年9月30日現在）を保有していることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

イ 独立した第三者算定機関からの算定書

パナソニックは、第三者算定機関である野村證券を選定し、平成28年12月20日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については、上記(4)「算定に関する事項」をご参照下さい。

一方、当社は、第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券を選定し、平成28年12月20日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については、上記(4)「算定に関する事項」をご参照下さい。

なお、パナソニック及び当社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

ロ 独立した法律事務所からの助言

パナソニックは、リーガル・アドバイザーとして、長島・大野・常松法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、長島・大野・常松法律事務所は、パナソニック及び当社から独立しており、パナソニック及び当社との間に重要な利害関係を有しません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、パナソニック及び当社から独立しており、パナソニック及び当社との間に重要な利害関係を有しません。

利益相反を回避するための措置

パナソニックが、既に当社の総株主の議決権の54.51%（平成28年9月30日現在）を保有している支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

イ 当社における、独立した特別委員会からの答申書の取得

当社は、平成28年11月14日、本株式交換について、パナソニックとの利益相反を回避し、当社の非支配株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、当社の社外取締役・独立役員である寺川尚人氏、当社の社外監査役・独立役員である有田勝彦氏、支配株主であるパナソニック及び当社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である後藤高志氏（弁護士、潮見坂綜合法律事務所）及び坂田映氏（公認会計士、坂田映公認会計士事務所）の4名によって構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するに当たり、特別委員会に対し、（ ）本株式交換が当社の企業価値を向上させるか否か、及び（ ）本株式交換の決定が公正な手続きを通じて行われ、当社の非支配株主が受けるべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされているか否かという点を勧案の上、当社がパナソニックとの間で株式交換契約の締結を承認することを当社取締役会が承認すべきか否かについて、諮問いたしました。

特別委員会は、平成28年11月16日から平成28年12月19日までの間に、委員会を合計8回開催したほか、当社担当者等を通じて情報収集を行った上、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。特別委員会は、かかる検討に当たり、当社の代表取締役を含む経営陣との間で、本株式交換の目的、本株式交換の検討経緯、当社の事業環境・経営課題、本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について質疑応答を行っており、また、ＳＭＢＣ日興証券から、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明や適時にパナソニックとの交渉状況の報告を受けているほか、ＳＭＢＣ日興証券を通じて、パナソニックとの間の株式交換比率の交渉に参画しております。また、特別委員会は、パナソニックに対してインタビューを実施し、パナソニックグループにおける当社の位置付け、本株式交換の検討経緯、本株式交換の目的及び本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について確認しております。また、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本株式交換の手續面における公正性を担保するための措置ならびに本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する助言を受けております。

特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換が当社の企業価値向上に資するとの判断の過程、内容に著しく不合理な点は認められず、本株式交換は当社の企業価値を向上させる旨、及び、本株式交換の交換対価の決定を含む本株式交換に関する意思決定は、公正な手続きを通じて行われ、当社の非支配株主が受けるべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされている旨、また、これらの点を勧案すれば、本株式交換契約の締結を承認することを当社取締役会が承認することには合理性がある旨の答申書を、平成28年12月20日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

ロ 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、取締役である松下龍二氏、寺西信彦氏、濱谷英世氏及び渡部伸一氏は、パナソニックにおいても役職員として在籍しているため、利益相反防止の観点から、当社の取締役会の本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、当社の立場で本株式交換の協議及び交渉に参加していません。

当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役9名のうち、上記松下龍二氏、寺西信彦氏、濱谷英世氏及び渡部伸一氏を除く5名の全員一致により承認可決されており、かつ、当社の監査役3名は、全員一致により、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、
総資産の額及び事業の内容

商号	パナソニック株式会社
本店の所在地	大阪府門真市大字門真1006番地
代表者の氏名	取締役社長 津賀 一宏
資本金の額	258,740百万円
純資産の額	(連結) 現時点で確定しておりません。 (単体) 現時点で確定しておりません。
総資産の額	(連結) 現時点で確定しておりません。 (単体) 現時点で確定しておりません。
事業の内容	電気・電子機器等の製造・販売

以 上